

秦野市上下水道料金等業務
包括委託業務に係る
プロポーザル実施要領

令和3年7月1日
秦野市上下水道局営業課

余 白

1 案件名

秦野市上下水道料金等業務包括委託業務

2 目的

本要領は、秦野市（以下「当市」という。）の上下水道料金等業務を包括委託するにあたり、当市に最も適した提案を行った事業者を選定するための公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

3 業務内容

別添「秦野市上下水道料金等業務包括委託業務仕様書」のとおり

4 契約期間

令和4年7月1日から令和9年6月30日まで（5年間）

5 選定方法

本プロポーザルに係る審査会を設置し、1次審査（参加資格）、2次審査（提案書評価、プレゼンテーション）を実施し、最終審査により当市に最も適した提案を行った事業者を最終受託事業候補者として選定する。

6 提案上限額

854,500千円（消費税及び地方消費税を除く）

※ この金額は契約予定額を示すものではない。

※ 提案見積額は、この金額を超えてはならない。

7 関係資料

本プロポーザルに係る関係資料は次のとおり。

(1) プロポーザル実施要領

ア 秦野市上下水道料金等業務包括委託業務に係るプロポーザル実施要領（本書）

イ 参加申出に係る誓約事項（実施要領別添1）

ウ 秦野市上下水道料金等業務包括委託業務に係るプロポーザル企画提案書等作成要領（実施要領別添2）

エ 秦野市上下水道料金等業務包括委託業務に係るプロポーザル評

- 価基準書（実施要領別添 3）
- オ 企画提案依頼事項（実施要領別添 3 別表）
- (2) 仕様書及び電子計算業務要件定義書
 - ア 秦野市上下水道料金等業務包括委託業務仕様書
 - イ 電子計算業務要件定義書
- (3) 各種様式
 - ア プロポーザル方式参加申出書（第 1 号様式）
 - イ 会社概要調書（様式 1）
 - ウ 契約実績調書（様式 2）
 - エ 電子計算業務機能要件一覧表（様式 3）
 - オ 提案書提出届（様式 4）
 - カ 企画提案書（任意様式）
 - キ 提案見積書（様式 5）
 - ク 提案見積内訳書（様式 6）
 - ケ プロポーザル質問書（様式 7）
 - コ 参加辞退届（様式 8）
 - サ 共同企業体協定書（参考様式）

8 資料配付について

前項「関係資料」のうち、当市ホームページで公開していない「(2) 仕様書及び電子計算業務要件定義書」及び「(3) 各種様式」は次のとおり配付する。

- (1) 配付期間
令和 3 年 7 月 1 日（木）から同年 7 月 2 1 日（水）まで
- (2) 配付場所
〒 2 5 7 - 0 0 0 5 秦野市上大槻 1 9 0 番地
秦野市上下水道局営業課（浄水管理センター 4 階）
電話番号：0 4 6 3 - 8 3 - 2 1 1 1（直通）
- (3) 配付方法
上記配付場所に関係資料一式を格納した CD-R を直接配付する。
- (4) その他
 - ア 事前に電話連絡をしたうえで来局すること。
 - イ 受取者（来局者）の名刺を提出すること。

9 参加資格

本プロポーザルの参加者の資格要件は次のとおり。

- (1) 参加申出書の提出時点において、秦野市競争入札参加有資格者名簿に登録されている事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない事業者であること。
- (3) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成17年4月1日施行。以下「措置基準」という。）に基づく停止措置の期間中の事業者でないこと。この場合において、停止措置とは、参加申出書の提出期限から契約締結日までの期間をいう。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。（法人及びその代表者（委任関係があるときはその受任者））
- (6) 消費税、地方消費税及び法人税に滞納がないこと。
- (7) 破産の申立てがされていないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。また、次に掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はそれらと密接な関係を有する者。
 - イ 秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）に基づく入札への排除措置を受けている者。
- (9) 個人情報保護マネジメントシステム（プライバシーマーク若しくはJISQ15001）を認証取得していること。
- (10) 給水装置工事の完成検査業務において、業務担当者が次の資格を有すること。

給水装置工事主任技術者
- (11) 排水設備工事の完成検査業務において、業務担当者が次の資格のうち、いずれか1つを有すること。
 - ア 下水道排水設備工事責任技術者
 - イ 2級管工事施工管理技士以上
 - ウ 2級土木施工管理技士以上

- (12) 給水装置工事、排水設備工事の完成検査業務において、秦野市指定給水装置工事事業者及び秦野市下水道指定工事店の指定を受けていないこと。(令和3年7月1日以降)
- (13) 当市が委託する業務のうち、当市、又は、他の公共団体において、次の委託業務の受託実績が1年以上あること。
- ア 検針業務
 - イ 滞納整理業務
 - ウ 電子計算処理業務(電子計算処理システム一式を含む。)
 - エ 給水装置工事又は排水設備工事の完成検査業務
- (14) 共同企業体で参加する場合、次の要件を全て満たしていること。
- ア 構成員は3社以内とする。なお、出資割合について、幹事会社は51%以上であること。
 - イ 構成員は、上記(1)から(13)までの要件を満たす者であること。ただし、(13)で規定する受託実績については、各構成員がアからエのうち1つ以上の受託実績を持ち、かつ共同企業体として、全ての要件を満たすことも認める。
 - ウ 構成員は、委託業務の履行に関し連帯して責任を負うこと。
 - エ 構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として、今回のプロポーザルに参加していないこと。

10 プロポーザル日程

内容		期日
公募開始日		令和3年7月1日（木）
質問受付期限		令和3年7月30日（金）
質問回答期限		令和3年8月6日（金）
参加申出書等提出期限		令和3年8月13日（金）
企画提案書等提出期限		令和3年8月31日（火）
1次審査結果通知		令和3年9月17日（金）
2次審査	プレゼンテーション	令和3年10月7日（木）及び 8日（金）
	議事録の提出期限	実施日の翌々日（土曜日、日曜日及び祝日は含まない）
最終審査結果通知		令和3年10月22日（金）
基本協定締結予定日		令和3年11月1日（月）
契約締結日 業務委託開始日		令和4年7月1日（金）

※ この日程は当市の都合により変更する場合がある。

11 質問について

質問は次の方法によることとし、電話や口頭での質問は受け付けない。

- (1) 秦野市上下水道料金等業務包括委託業務プロポーザル質問書（様式7）を電子メールにて送付すること。
- (2) 電子メールの件名は次のとおりとすること。
件名：R03mdd【料金プロポ質問】事業者名
- (3) 電子メールの到達を電話で確認すること。
- (4) 質問受付期限
令和3年7月30日（金）午後5時
※ 到達確認は、土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時までとする。
- (5) 送付先及び到達確認先電話番号
秦野市上下水道局営業課
電子メールアドレス：eigy@city.hadano.kanagawa.jp
電話番号：0463-83-2111（直通）

(6) 質問に対する回答

質問者名を伏せ、書面配付をした全ての事業者に対して回答期限までに電子メールにより回答する。

1 2 参加申出書等の提出

(1) 提出様式

参加申出書等は、実施要領別添2「秦野市上下水道料金等業務包括委託業務に係るプロポーザル企画提案書等作成要領」（以下「作成要領」という。）に従って作成すること。

(2) 提出期限

令和3年8月13日（金）午後5時必着

(3) 提出場所

〒257-0005 秦野市上大槻190番地
秦野市上下水道局営業課（浄水管理センター4階）

(4) 提出書類等（各1部）

ア プロポーザル参加申出書（第1号様式）

イ 会社概要調書（様式1）

ウ 契約実績調書（様式2）

エ 電子計算業務機能要件一覧表（様式3）

オ 市民税及び法人税に未納がないことを示す証明書（令和2年度分）

カ 市固定資産税に未納がないことを示す証明書（令和2年度分）

※ 市内に固定資産がない場合は不要

キ 消費税及び地方消費税に未納がないことを示す証明書（令和元年度分、又は令和2年度分）

ク 第9項(10)及び(11)に関する資格証明書等の写し

ケ 印鑑証明書（代表者又は受任者ごと。発行日が令和3年4月1日以降のもの）

コ 上記アからエの電子ファイルを格納したCD-R等

※ 共同企業体の場合は、共同企業体協定書(原本)及び構成員の会社概要調書も1部提出すること。

また、構成員の上記オからクに関する各種証明書等（写し可）を併せて1部提出すること。

(5) 提出方法

郵送又は持参（いずれも提出期限内必着）

ア 郵送の場合

配達や受取日時が証明できる方法による。なお、提出書類不備のほか、不達及び遅配を原因とし、参加申出者に不利益や損害が生じても、当市はその責を負わない。

イ 持参の場合

土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで持参すること。

- (6) 上記の方法による参加申出をもって、実施要領別添 1 「参加申出に係る誓約事項」の記載内容について誓約したものとみなす。

1 3 企画提案書等の提出

(1) 提出様式

企画提案書等は、作成要領に従って作成すること。

(2) 提出期限

令和 3 年 8 月 31 日（火）午後 5 時

(3) 提出場所

〒257-0005 秦野市上大槻 190 番地
秦野市上下水道局営業課（浄水管理センター 4 階）

(4) 提出部数

ア 提案書提出届（様式 4）	1 部
イ 企画提案書（任意様式）	正本 1 部
ウ 企画提案書（任意様式）	副本 6 部
エ 提案見積書（様式 5）	1 部
オ 提案見積内訳書（様式 6）	1 部
カ 電子ファイルを保存した CD-R 等	1 枚

(5) 提出方法

土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで持参すること。

(6) その他

企画提案書等の提出は、1 者につき 1 提案までとする。

1 4 1 次審査

参加申出を行った全ての事業者について次のとおり審査し、プレゼンテーション参加者を決定する。

(1) 審査方法

提出された参加申出書等を元に、参加資格の要件を満たしているか、提案内容が実現可能か審査を行う。

(2) プレゼンテーション参加者の決定

(1)の審査結果を元に、プレゼンテーション参加者を決定する。

(3) 結果通知

審査結果は、令和3年9月17日（金）に参加申出を行った全ての事業者に対して書面で通知する。

1.5 2次審査（プレゼンテーション）

企画提案書の内容及びプレゼンテーションの内容について、評価基準書に基づき審査し、点数化する。

(1) 実施日（予定）

令和3年10月7日（木）及び8日（金）

(2) 実施時間及び場所

後日事業者へ通知する

(3) プレゼンテーション実施要領

ア プレゼンテーション60分、質疑応答30分を目安とし、合計90分以内とする。

イ 説明会場に入室できる人数は、4名までとする。

なお、入室にあたっては、必ずマスクを着用すること。

ウ 本案件を受注した場合に担当するプロジェクト管理者が説明を行うこと。ただし、質疑応答に関しては、その限りではない。

エ プレゼンテーションは事業者名を伏して行うため、入室者は社章、名札等を身に着けないこと。

また、発言者は自社名等を発しないように注意すること。

オ 説明は、企画提案書に基づいて項目順に行うこと。企画提案書を抜粋したパワーポイント等のスクリーン投影、拡大用紙又はパネルを利用することは認めるが、追加資料の配付は認めない。

カ スクリーンは当市が用意する。プロジェクター、パソコン及びその他必要な機器等は事業者が用意すること。

キ 説明及び質疑応答の内容について、詳細な議事録を作成し、電子メールにて送付すること。（任意様式）

なお、議事録は契約事項の一部となることがある。

(ア) 提出期限

プレゼンテーション実施日の翌々日正午まで（土曜日、日曜日及び祝日は含まない）とする。

(イ) 送付先

秦野市上下水道局営業課

電子メールアドレス：eigyout@city.hadano.kanagawa.jp

1.6 最終受託事業候補者の選定

(1) 最終審査

最終受託事業候補者の選定に係る審査会を開催し、プレゼンテーションの評価点に価格評価点を加え、合計点が最も高い事業者を最終受託事業候補者として選定する。

(2) 次点候補者の選定

最終受託事業候補者の企画提案参加資格が取り消された場合、次に合計点が高い事業者を繰り上げるものとする。

1.7 選定結果の通知等

プロポーザルの選定結果は、全ての企画提案参加者に書面により通知するとともに、最終受託事業候補者以外の参加事業者名を伏せて、当市公式ホームページ上で公表する。

1.8 協定締結

選定結果の通知後、受託事業者と包括委託に関する協定を締結する。

1.9 契約締結

令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間について、秦野市契約規則(昭和39年6月1日規則第23号)、秦野市水道事業会計規程(昭和43年3月11日企業管理規程第11号)及び秦野市公共下水道事業会計規程(平成28年3月31日企業管理規程第6号)に基づき、令和4年度から単年度毎に契約を締結する。

なお、契約方法は、1者特命随意契約とする。

2.0 業務評価

契約期間内の各年度において業務実績評価を行い、評価結果に応じ

て契約金額を増減（限度額400万円を予定）する変更契約を締結する。

2.1 企画提案資格の取消し

次のいずれかの事由に該当した場合は、企画提案参加資格を取消し、提出された企画提案書等は無効とする。

- (1) 参加申出以降に、本実施要領による参加資格を満たさないこととなった場合。
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は記載内容が虚偽であった場合。
- (3) 本実施要領に定める以外の方法で、本プロポーザル期間中に選定委員会委員若しくは関係職員に本案件に関する援助を求める等の接触を行った場合。

上記各号に該当するほか、本プロポーザルの中で著しく信義に反するものと選定委員会が認めた場合。

2.2 留意事項・その他

- (1) 提出書類については、選定後においても返却はしない。
- (2) 提出書類の提出期限後の変更、再提出等は認めない。
- (3) 提出書類作成等の費用は、事業者の負担とする。
- (4) 事業者は、業務を一括して第三者へ委託等してはならない。
また、業務の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ書面により当市の承諾を得なければならない。
- (5) 提案された参加届出書等及び企画提案書等は、選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。
また、公開請求があった場合でも非公開とする。
- (6) 参加申出以降に辞退する場合は、参加辞退届（様式8）を提出すること。なお、辞退により今後の不利益な取り扱いを受けることはない。
- (7) 選定後の失格又は辞退があった時は、次の順位の参加者を選定できることとする。
- (8) 最低基準点は満点（400点）の6割とする。このため、評価点が240点未満は選外とする。
- (9) 参加申出を行った事業者が1者であっても各審査を実施する。
なお、評価点が最低基準点に満たない場合には最終受託事業候補

者の選定は行わない。

- (10) 参加者が、審査及び審査結果についての説明を求める場合は、審査結果を発送した日の翌日から起算して5日以内に書面を提出すること。ただし、異議申し立ては認めない。
- (11) 最終受託事業候補者は、企画提案書の内容を適切に反映した特記仕様書を作成し、当市と打合せ協議し、必要に応じ内容の追加及び変更又は削除等を行い、業務内容を決定する。